本資料のうち、枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-工-D-01-0022_改 0
提出年月日	2020年10月1日

基本設計方針に関する説明資料

【第39条 廃棄物処理設備等】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020年10月

東北電力株式会社

赤字: 設備, 運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

2

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針)

製表におい(追記したもの(比較対象外)	(放射性廃棄物の廃	 (を表現) (本) (
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考		
		1.2 廃棄物処理設備 放射性廃棄物を処理する設備は、周辺監視区域の外 の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射 性物質の濃度が、それぞれ、「核原料物質又は核燃料物 質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限 度等を定める告示」に定められた濃度限度以下となる ように、発電用原子炉施設において発生する放射性廃			
		乗物を処理する能力を有する設計とする。 【39条1】 更に、発電所周辺の一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低く保つ設計とし、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を満足する設計とする。 【39条2】	表現の相違		
		気体廃棄物処理系は、蒸気式空気抽出器排ガス中の水素と酸素とを結合させる排ガス再結合器、排ガス復水器、活性炭式希ガスホールドアップ塔等で構成し、排気は、放射性物質の濃度をモニタしつつ排気筒から放出する設計とする。 活性炭式希ガスホールドアップ塔でキセノンを約18日間②、クリプトンを約24時間②保持する設計とする。 【39条3】			
		液体廃棄物処理系は、液体廃棄物を分離収集し、廃 液の性状に応じて、機器ドレン系、床ドレン・化学廃 液系及びランドリドレン系(第1号機設備、第1,2号 機共用)で処理する設計とする。 【39条4】	表現の相違 (引用する設置許可の差異)		

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

 ω

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	集施設の基本設計力計)	備考
		固体廃棄物処理系は、廃棄物の種類に応じて、濃縮 廃液、使用済樹脂及び廃スラッジを固型化するプラス チック固化式固化装置(第1,2号機共用)、濃縮廃液 を固型化するセメント固化式固化装置(第1号機設備, 第1,2号機共用(以下同じ。))及び可燃性雑固体廃棄 物、脱塩装置から発生する使用済樹脂及びランドリ廃 スラッジを焼却する固体廃棄物焼却設備(第1号機設備,第1,2,3号機共用(以下同じ。)),並びに不燃性 雑固体廃棄物を圧縮する減容装置(「第1号機設備,第 1,2,3号機共用」、「第2号機設備,第1,2,3号機 共用」及び「第3号機設備,第1,2,3号機共用」(以 下同じ。))及び固型化処理用減容機(第3号機設備, 第1,2,3号機共用(以下同じ。))で処理する設計とす る。 【39条5】	
		放射性廃棄物を処理する設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を処理する設備と区別し、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を処理する設備に導かない設計とする。 【39条6】	
		放射性廃棄物を処理する設備は、放射性廃棄物が漏えいし難い又は放射性廃棄物を処理する過程において散逸し難い構造とし、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響及び不純物の影響により著しく腐食しない設計とする。 【39条7】	
		気体状の放射性廃棄物はフィルタを通し放射性物質の濃度を監視可能な排気筒等から放出する設計とする。 また、フィルタは、放射性物質による汚染の除去又は交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて梯子等を設置し、取替えが容易な設計とする。 【39条8】	設備名称の相違

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針)

東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機 備考 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版) 流体状の放射性廃棄物は,管理区域内で処理するこ ととし, 流体状の放射性廃棄物を管理区域外において 運搬するための容器は設置しない。 【39条9】 原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものか ら発生する高放射性の固体状の放射性廃棄物(放射能 量が科技庁告示第5号第3条第1号に規定するA1値又 はAo値を超えるもの(除染等により線量低減ができる ものは除く))を管理区域外において運搬するための固 体廃棄物移送容器(第1号機設備、第1,2,3号機共 表現の相違(共用の相違) 用(以下同じ。))は、容易かつ安全に取扱うことがで き、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、 振動等により、 亀裂、破損等が生じるおそれがない設 計とする。 また、固体廃棄物移送容器は、放射性廃棄物が漏え いし難い構造であり、崩壊熱及び放射線の照射により 発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化 学薬品の影響及び不純物の影響により著しく腐食しな い設計とする。 【39条10】 固体廃棄物移送容器は, 内部に放射性廃棄物を入れ た場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線 量当量率及びその表面から 1m の距離における線量当 量率が「核燃料物質等の工場又は事業所の外における 運搬に関する規則」に定められた線量当量率を超えな い設計とする。 【39条11】

赤字: 設備, 運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	経棄施設の基本設計方針)	備考
		1.3 汚染拡大防止 1.3.1 流体状の放射性廃棄物の漏えいし難い構造及 び漏えいの拡大防止	*****
		放射性液体廃棄物処理施設内部又は内包する放射性 廃棄物の濃度が37Bq/cm³を超える放射性液体廃棄物貯 蔵施設内部のうち、流体状の放射性廃棄物の漏えいが 拡大するおそれがある部分の漏えいし難い構造、漏え いの拡大防止、堰については、次のとおりとする。 【39条12】 【40条4】	差異なし
		(1) 漏えいし難い構造 全ての床面,適切な高さまでの壁面及びその両者の 接合部は、耐水性を有する設計とし、流体状の放射性 廃棄物が漏えいし難い構造とする。また、その貫通部 は堰の機能を失わない構造とする。 【39条13】 【40条5】	
		(2) 漏えいの拡大防止 床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により流体状の放射性廃棄物が排液受け口に導かれる 構造とし、かつ、気体状のものを除く流体状の放射性 廃棄物を処理又は貯蔵する設備の周辺部には、堰又は 堰と同様の効果を有するものを施設し、流体状の放射 性廃棄物の漏えいの拡大を防止する設計とする。 【39条14】 【40条6】	
		(3) 放射性廃棄物処理施設に係る堰の施設 放射性廃棄物処理施設外に通じる出入口又はその周 辺部には、堰を施設することにより、流体状の放射性 廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止する設計とす る。 【39条15】	

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針)

	(放射性廃棄物の廃棄が		
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
《参考》、柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機 施設外へ漏えいすることを防止するための堰は、処理する設備に係わる配管について、長さが当該設備に接続される配管の内径の1/2、幅がその配管の肉厚の1/2の大きさの開口を当該設備と当該配管との接合部近傍に仮定したとき、開口からの流体状の放射性廃棄物の漏えい量をもってしても、流体状の放射性廃棄物の漏えいが広範囲に拡大することを防止する設計とする。この場合の仮定は堰の能力を算定するためにのみに設けるものであり、開口は施設内の貯蔵設備に1ヶ所想定し、漏えい時間は漏えいを適切に止めることができるまでの時間とし、床ドレンファンネルの排出機能を考慮する。床ドレンファンネルは、その機能が確実なものとなるように設計する。 【39条16】	備考

- 5 -

赤字: 設備, 運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/22版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		1.4 排水路 液体廃棄物処理設備,液体廃棄物貯蔵設備及びこれ らに関連する施設を設ける建屋の床面下には、発電所 外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を施 設しない設計とする。 【39条17】 【40条8】	差異なし

- 6 -

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
汉州圣牛州州 州州	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	C. HIA
(廃棄物処理設備等)			ロ 発電用原子炉施設の一	第二十七条 放射性廃棄物		
			般構造	の処理施設		
			(3) その他の主要な構造	適合のための設計方針		
第三十九条 工場等には、	放射性廃棄物を処理する	放射性廃棄物を処理する	(i) 本発電用原子炉施設	第1項第1号について	同趣旨の記載であるが,表	放射性廃棄物の廃棄施設
次に定めるところにより放	設備は,周辺監視区域の外	設備は、周辺監視区域の外	は,(1) 耐震構造,(2) 耐	放射性気体廃棄物及び放	現の違いによる差異あり	1.2 廃棄物処理設備
射性廃棄物を処理する設備	の空気中及び周辺監視区域	の空気中及び周辺監視区域	津波構造に加え、以下の基	射性液体廃棄物の処理施設		
(排気筒を含み、次条及び	の境界における水中の放射	の境界における水中の放射	本的方針のもとに安全設計	は、周辺公衆の線量を合理		
第四十三条に規定するもの	性物質の濃度が、それぞれ、	性物質の濃度が、それぞれ、	を行う。	的に達成できる限り低く保		
を除く。)を施設しなければ	「核原料物質又は核燃料物	「核原料物質又は核燃料物	a. 設計基準対象施設	つ設計とし,「発電用軽水型		
ならない。	質の製錬の事業に関する規	質の製錬の事業に関する規	(v) 放射性廃棄物の処理	原子炉施設周辺の線量目標		
	則等の規定に基づく線量限	則等の規定に基づく線量限	施設	値に関する指針」を満足で		
	度等を定める告示」に定め	度等を定める告示」に定め	放射性廃棄物を処理する	きる <u>設計とする。</u> ①b		
	られた濃度限度以下となる	られた濃度限度以下となる	施設(安全施設に係るもの	第1項第2号について		
	ように、発電用原子炉施設	ように、発電用原子炉施設	に限る。) <u>は,周辺監視区域</u>	(1) 処理施設は,適切な材		
	において発生する放射性廃	において発生する放射性廃	の外の空気中及び周辺監視	料を使用し,かつ適切な計		
	棄物を処理する能力を有す	棄物を処理する能力を有す	区域の境界における水中の	測制御装置を有し,漏えい		
	る設計とする。	る設計とする。	放射性物質の濃度を十分に	の発生を防止できる設計と		
	【39条1】	①a 【39条1】	低減できるよう、発電用原	する。①		
			子炉施設において発生する	また,重大事故等対処設		
			放射性廃棄物を処理する能	備設置のために1号炉との		
一 周辺監視区域の外の空	更に,発電所周辺の一般	更に、発電所周辺の一般	力を有し、「発電用軽水型原	共用を取止め,廃止するサ	同趣旨の記載であるが、表	同上
気中及び周辺監視区域の境	公衆の線量を合理的に達成	公衆の線量を合理的に達成	子炉施設周辺の線量目標値	プレッションプール水貯蔵	現の違いによる差異あり	
界における水中の放射性物	できる限り低く保つ設計と	できる限り低く保つ設計と	に関する指針」を満足でき	タンク等の撤去後において		
質の濃度が、それぞれ原子	し,「発電用軽水型原子炉施	し,「発電用軽水型原子炉施	る <u>設計とする。</u> ①a	も, 処理施設からの漏えい		
力規制委員会の定める濃度	設周辺の線量目標値に関す	設周辺の線量目標値に関す	また、液体状の放射性廃	の発生を防止できる設計と		
限度以下になるように発電	る指針」を満足する設計と	る指針」を満足する設計と	棄物の処理に係るものにあ	する。⑤		
用原子炉施設において発生	する。	する。	っては,放射性物質を処理	(2) 処理施設は、タンク等		
する放射性廃棄物を処理す	【39 条 2】	①b 【39条2】	する施設から液体状の放射	から漏えいが生じたとき,		
る能力を有するものである			性廃棄物が漏えいすること	漏えいを早期に検出し,制		
こと。①	気体廃棄物処理系は,蒸	気体廃棄物処理系は,蒸	を防止し、及び発電用原子	御室等に警報する装置を有	同趣旨の記載であるが、表	同上
	気式空気抽出器排ガス中の	気式空気抽出器排ガス中の	炉施設外へ液体状の放射性	する設計とする。	現の違いによる差異あり	
	水素と酸素とを結合させる	水素と酸素とを結合させる	廃棄物が漏えいすることを	また, 処理施設は建屋の		
	排ガス再結合器,排ガス復	排ガス再結合器、排ガス復	防止でき、固体状の放射性	床及び壁面に漏えいし難い		
	水器,活性炭式希ガスホー	水器,活性炭式希ガスホー	廃棄物の処理に係るものに	対策を行い,③(③重複)独		
	ルドアップ塔等で構成し,	ルドアップ塔等で構成し,	あっては,放射性廃棄物を	立した区画内に設けるかあ		
	排気は、放射性物質の濃度	排気は、放射性物質の濃度	処理する過程において放射	るいは周辺に堰等を設け漏		
	をモニタしつつ排気筒から	をモニタしつつ排気筒から	性物質が散逸し難い設計と	えいの拡大防止対策を講じ		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	放出する設計とする。	放出する設計とする。	する。3	ることにより,放射性液体	人の基本説明の新でも列起	
	MA / JAN II C / Jo	(1)c(4)	<u> </u>	廃棄物が万一、漏えいした		
	活性炭式希ガスホールド	活性炭式希ガスホールド		場合は、適切に措置できる		
	アップ塔でキセノンを約 18	アップ塔でキセノンを約 18	 ト. 放射性廃棄物の廃棄施	設計とする。		
	日間, クリプトンを約24時	日間, クリプトンを約24時	設の構造及び設備	(3) 建屋からの漏えいに対		
	間保持する設計とする。	間保持する設計とする。	(1) 気体廃棄物の廃棄施	して建屋外に通じる出入口		
	【39条3】	①d 【39条3】	設	等には漏えいすることを防		
	100 % 01	(00 % 0)	(i) 構造	止するための堰等を設け,		
			気体廃棄物の主なもの	かつ、床及び壁面は建屋外		
	液体廃棄物処理系は、液	液体廃棄物処理系は、液	は、蒸気式空気抽出器排ガ	へ漏えいし難い対策を行う	同趣旨の記載であるが、表	放射性廃棄物の廃棄施設
	体廃棄物を分離収集し、廃	体廃棄物を分離収集し、廃	スである。気体廃棄物処理		現の違いによる差異あり	1.2 廃棄物処理設備
	液の性状に応じて、機器ド	液の性状に応じて、機器ド	系は、蒸気式空気抽出器排	(4) 管理されない排水が流	91の度でによる圧突のグ	1.2 光来仍之经以偏
	レン系,床ドレン・化学廃液	レン系,床ドレン・化学廃液	ガス中の水素と酸素とを結	れる排水路を通じて放射性		
	系及びランドリドレン系	系及びランドリドレン系	合させる排ガス再結合器	液体廃棄物が敷地外へ放出		
	(第1号機設備, 第1, 2号	(第1号機設備, 第1, 2号	排ガス復水器,活性炭式希	されることのない設計とす		
	機共用)で処理する設計と	機共用)で処理する設計と	ガスホールドアップ装置等	る。③(⑩重複)		
	する。	する。	からなる。排気は、放射性物	なお, 1 号炉との共用を		
	【39条4】	①e①f 【39条4】	質濃度をモニタしつつ排気	取止め、廃止するサプレッ		①e 引用元: P3
			<u>筒から放出する</u> 。①c4	ションプール水貯蔵タンク		①f 引用元:P6
			なお、タービングランド	等の撤去については、液体		(£1 5 / 1)£ .10
	固体廃棄物処理系は,廃	固体廃棄物処理系は,廃	シールには、復水貯蔵タン	廃棄物処理系の機能に影響	同趣旨の記載であるが、表	同上
	棄物の種類に応じて、濃縮	棄物の種類に応じて、濃縮	ク水を加熱蒸発した蒸気を	を及ぼさないよう、取合い	現の違いによる差異あり	1.4.
	廃液、使用済樹脂及び廃ス	廃液、使用済樹脂及び廃ス	使用する。 1	部の切断撤去(必要に応じ	Singer (est of figure)	
	ラッジを固型化するプラス	ラッジを固型化するプラス	(ii) 廃棄物の処理能力	て部分的に切断撤去)及び		
	チック固化式固化装置(第	チック固化式固化装置(第	活性炭式希ガスホールド	開口部閉止等の適切な処置		
	1,2号機共用),濃縮廃液を	1,2号機共用),濃縮廃液を	<u>アップ</u> 装置により, <u>キセノ</u>	を講ずることとする。		
	固型化するセメント固化式	固型化するセメント固化式	ンを約 18 日間, クリプトン	第1項第3号について		
	固化装置(第1号機設備,第	固化装置(第1号機設備,第	を約24時間保持できる。	放射性固体廃棄物の処理		
	1, 2号機共用(以下同じ。))	1, 2号機共用(以下同じ。))	(1)d	施設は、次の各項の処理過		
	及び可燃性雑固体廃棄物,	及び可燃性雑固体廃棄物,	(iii) 排気口の位置	程において放射性物質の散		
	脱塩装置から発生する使用	脱塩装置から発生する使用	排気筒位置 2 号原子炉	逸等の防止を考慮した設計		
	済樹脂及びランドリ廃スラ	済樹脂及びランドリ廃スラ	炉心中心からほぼ西約	とする。③(③重複)		
	ッジを焼却する固体廃棄物	ッジを焼却する固体廃棄物	240m 1			
	焼却設備(第1号機設備,第	焼却設備(第1号機設備,第	排気口地上高さ 約 160m	7. 放射性廃棄物の廃棄施		
	1, 2, 3号機共用(以下同	1, 2, 3号機共用(以下同	(0. P. +約 175m) 2	設		
	じ。)),並びに不燃性雑固体	じ。)),並びに不燃性雑固体		放射性廃棄物廃棄施設		
	廃棄物を圧縮する減容装置	廃棄物を圧縮する減容装置		は、原子炉の運転中及び停		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

I I do the Market Barrier America	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	(「第1号機設備, 第1, 2, 3	(「第1号機設備, 第1, 2, 3	(2) 液体廃棄物の廃棄設	止中に生じる放射性廃棄物		
	号機共用」,「第2号機設備,	号機共用」,「第2号機設備,	備	を集めて処理するものであ		
	第1, 2, 3号機共用」及び「第	第1, 2, 3号機共用」及び「第	(i) 構造	り, 気体廃棄物処理系, 液体		
	3号機設備, 第1, 2, 3号機共	3号機設備, 第1, 2, 3号機共	液体廃棄物処理系は,機	廃棄物処理系及び固体廃棄		
	用」(以下同じ。)) 及び固型	用」(以下同じ。)) 及び固型	器ドレン系,床ドレン・化学	物処理系で構成する。③(①		
	化処理用減容機(第3号機設	化処理用減容機(第3号機設	廃液系, ランドリドレン処	c①e①g 重複)		
	備, 第1, 2, 3号機共用(以	備, 第1, 2, 3号機共用(以	理 <u>系</u> 等で構成する。①e	なお、設計に当たっては、		
	下同じ。)) で処理する設計	下同じ。)) で処理する設計	主な系統は、下記のとお	「実用発電用原子炉の設		
	とする。	とする。	りである。	置,運転等に関する規則」の		
	【39条5】	$\bigcirc g \bigcirc h \bigcirc i \bigcirc j \bigcirc k \bigcirc 1 \bigcirc m$	a. 機器ドレン系の主要な	範囲を十分守って、廃棄又		①g①h①i 引用元:P5
		【39条5】	設備は、収集槽、ろ過装置、	は保管を行うようにすると		①j①k①l①m 引用元:P6
			脱塩装置,サンプル槽であ	ともに,「発電用軽水型原子		
	サプレッションチェンバ		る。本系統の処理済液は,復	炉施設周辺の線量目標値に	サプレッションプール水貯	
	の保守・点検のため、プール		水貯蔵タンクに回収して再	関する指針」の考え方に基	蔵系の廃止に伴う差異	
	水の排水, 貯留, 返送を行う		使用する。	づくものとする。��(①b 重		
	ための設備として,サプレ		b. 床ドレン・化学廃液系の	複)		
	ッションプール水貯蔵系		主要な設備は、収集タンク,			
	(一部第1,2号機共用(以		蒸発濃縮装置, 脱塩装置, サ	7.1 気体廃棄物処理系		
	下同じ。))を設置する。		ンプルタンクである。本系	7.1.1 概要		
	サプレッションプール水		統の処理済液は,原則とし	空気抽出器排ガスは、そ		
	貯蔵系を構成するサプレッ		て復水貯蔵タンクに回収し	の中に含まれる原子炉で発		
	ションプール水貯蔵タンク		て再使用するが、一部につ	生した水素ガス,酸素ガス		
	(第1,2号機共用(以下同		いては放射性物質濃度が低	を可燃限界以下にするため		
	じ。)) は、サプレッションチ		いことを確認して,復水器	蒸気式空気抽出器の駆動蒸		
	ェンバ内のプール水を貯留		冷却水放水路に放出する場	気で希釈し,排ガス再結合		
	するのに十分な容量を有す		合がある。	器で、体重の減少及び水素		
	る設計とする。		c. ランドリドレン処理系	ガスの減少を行い, このガ		
	また, サプレッションプ		(1号及び2号炉共用, 既設)	スを活性炭式希ガスホール		
	ール水貯蔵タンクは、床ド		の主要な設備はドレンタン	ドアップ装置(以下 7. では		
	レン・化学廃液系に導かれ		ク,前処理装置,蒸発濃縮装	「ホールドアップ装置」と		
	た廃液等を貯留することが		置, サンプルタンク, 再生純	いう。)で気体状核分裂生成		
	できる設計とする。		水タンクである。	物の放射能を減衰させて排		
	【39条5-1】		本系統の処理済液は,で	気筒から放出する。		
			きるだけ再使用する。 3	③(①c④重複)		
			(ii) 廃棄物の処理能力			
二 放射性廃棄物以外の廃	放射性廃棄物を処理する	放射性廃棄物を処理する	液体廃棄物処理系の各タ	7.1.2 設計方針	基準要求への適合性を明確	放射性廃棄物の廃棄施設
棄物を処理する設備と区別	設備は,放射性廃棄物以外	設備は,放射性廃棄物以外	ンク類の容量及び脱塩装	(1) 気体廃棄物処理系は,	化	1.2 廃棄物処理設備

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	P114 3
して施設すること。ただし、	の廃棄物を処理する設備と	の廃棄物を処理する設備と	置、蒸発濃縮装置等の処理	気体廃棄物の放射能の減		
放射性廃棄物以外の流体状	区別し、放射性廃棄物以外	区別し,放射性廃棄物以外	容量は、原子炉の起動、停止	衰,放出管理を行い,放射性		
の廃棄物を流体状の放射性	の流体状の廃棄物を流体状	の流体状の廃棄物を流体状	の態様を考慮して発生廃液	物質の放出を実用可能な限		
廃棄物を処理する設備に導	の放射性廃棄物を処理する	の放射性廃棄物を処理する	量が最大と予想される場合	り少なくする。		
く場合において、流体状の	設備に導かない設計とす	設備に導かない設計とす	に対して十分対処できる大	1		
放射性廃棄物が放射性廃棄	る。	る。	きさとする。蒸発濃縮装置,	(2) 空気抽出器排ガスは,		
物以外の廃棄物を取り扱う	【39条6】	② 【39条6】	脱塩装置等の除染能力は,	気体廃棄物処理系により,		
設備に逆流するおそれがな			廃液の発電所内再使用ある	キセノンを約 18 日間,クリ		
い場合は、この限りでない。			いは所外放出を可能とする	プトンを約24時間保持でき		
2			のに十分な性能を有するも	るようにする。		
【解釈】			のとする。 3	③ (①d 重複)		
1 第1項第2号に規定す			(iii) 排水口の位置			
る「流体状の放射性廃棄物」			排水口は, 東防波堤外側	7.1.4 主要設備		
とは、液体状の放射性廃棄			にある復水器冷却水放水口	気体廃棄物処理系は,排		
物及び液体にスラッジ等の			である。 1	ガス予熱器,排ガス再結合		
固体が混入している状態の				器,排ガス復水器,排ガス予		
ものをいう (以下、本解釈に				冷器,ホールドアップ装置		
おいて同じ。)。			(3) 固体廃棄物の廃棄設	等で構成する。 ③ (①c, ④重		
2			備	複)		
2 第1項第2号に規定す			(i) 構造	第 7.1-1 図に示すように		
る「流体状の放射性廃棄物			固体廃棄物の廃棄設備	蒸気式空気抽出器で抽出し		
を処理する設備」とは、流体			(固体廃棄物処理系)は,廃	た排ガス中には原子炉で発		
状の放射性廃棄物に係る廃			棄物の種類に応じて 処理又	生した水素ガス,酸素ガス		
棄設備のうち、流体状の放			は貯蔵保管するため、濃縮	が含まれているので,可燃		
射性廃棄物を処理する樹脂			廃液貯蔵タンク(床ドレン・	限界以下とするために蒸気		
塔、熱交換器、濃縮器、ポン			化学廃液),濃縮廃液貯蔵タ	式空気抽出器の駆動蒸気で		
プ、タンク (処理の過程で一			ンク(ランドリドレン)(1	水素ガス濃度を 4vol%以下		
時的に貯蔵するもの)、弁等			号及び2号炉共用),使用済	に希釈する。◆		
の機器をいい、貯蔵する設			樹脂貯蔵槽, 浄化系沈降分	更に、排ガス再結合器で		
備(長期間貯蔵するタンク			離槽、ランドリ系沈降分離	排ガス中の水素ガスと酸素		
等) 以外の設備をいう。な			槽(1号及び2号炉共用), セ	ガスを触媒反応によって再		
お、廃棄物処理設備に該当			メント固化式固化装置(1 号	結合させ、水素ガス濃度を		
するタンク類としては、機			及び2号炉共用), プラスチ	可燃限界以下に抑えるとと		
器ドレンタンク、床ドレン			ック固化式固化装置(1 号及	もに、排ガス復水器で凝縮		
タンクが含まれる。②			び2号炉共用), 固体廃棄物	させて排ガスの体積を減少		
			焼却設備(1号, 2号及び3	^		
			号炉共用),滅容装置(1 号,	なお、触媒による酸素、水		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

界不事坦と	の対比表	L

			女が手張しい内地仏			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	T B41170 E1 (1117)	T 1841/421 (187)	2 号及び3 号炉共用, 一部既	素の再結合の効率を高める	ж о ш т рки у и т о т т у д т о	
三 放射性廃棄物が漏えい	放射性廃棄物を処理する	放射性廃棄物を処理する	設), サイトバンカ(1号, 2	ため排ガス再結合器の前に	同趣旨の記載であるが、表	放射性廃棄物の廃棄施設
し難い構造であり、かつ、放	設備は,放射性廃棄物が漏	設備は、放射性廃棄物が漏	号及び3号炉共用),雑固体	排ガス予熱器を設け,排ガ	現の違いによる差異あり	1.2 廃棄物処理設備
射性廃棄物に含まれる化学	えいし難い又は放射性廃棄	えいし難い又は放射性廃棄	廃棄物保管室(1号, 2号及	スを加熱する。排ガス復水		32,11,11 = 1,11,11
薬品の影響その他の負荷に	物を処理する過程において	物を処理する過程において	び3号炉共用), 固体廃棄物	器を出た排ガスは,活性炭		
より著しく腐食しないもの	散逸し難い構造とし、かつ、	散逸し難い構造とし、かつ、	貯蔵所(1号, 2号及び3号	の吸着性能を高くするため		
であること。③	放射性廃棄物に含まれる化	放射性廃棄物に含まれる化	炉共用)等で構成する。①g	に更に除湿し、ホールドア		
【解釈】	学薬品の影響及び不純物の	学薬品の影響及び不純物の	床ドレン・化学廃液系の	ップ装置でキセノンを約 18		
3 第1項第3号に規定す	影響により著しく腐食しな	影響により著しく腐食しな	蒸発濃縮装置から発生する	日間, クリプトンを約24時		
る「その他の負荷」とは、不	い設計とする。	い設計とする。	濃縮廃液は、タンクで放射	間保持して放射能を減衰さ		
純物の影響をいう。(技術基	【39条7】	③ 【39条7】	能を減衰させた後、プラス	せ、排ガス粒子フィルタを		③引用元: P2
準規則第40条第1項第3	- · -	- · -	チック固化式固化装置で固	通して排気筒から放出す		
号も同じ。) (3)			化材(プラスチック)と混合	る。③ (①d 重複)		
			してドラム缶内に固化し3	原子炉起動時,原子炉蒸		
			貯蔵保管する。 4	気が主復水器に流入するま		
四 気体状の放射性廃棄物	気体状の放射性廃棄物は	気体状の放射性廃棄物は	ランドリドレン処理系の	では起動用真空ポンプで主	基準要求への適合性を明確	同上
を処理する設備は、第四十	フィルタを通し放射性物質	フィルタを通し放射性物質	蒸発濃縮装置から発生する	復水器の真空度を上昇させ	化	
三条第三号の規定に準ずる	の濃度を監視可能な排気筒	の濃度を監視可能な排気筒	濃縮廃液(1)h は, タンクで放	る。その後原子炉圧力が蒸		
ほか、排気筒の出口以外の	等から放出する設計とす	等から放出する設計とす	射能を減衰させた後、セメ	気式空気抽出器を駆動でき		
箇所において気体状の放射	る。	る。	ント固化式固化装置又はプ	る圧力に達するまで、補助		
性廃棄物を排出しないこ	また,フィルタは,放射性	また, フィルタは, 放射性	ラスチック固化式固化装置	ボイラによる蒸気を熱源と		
と。④	物質による汚染の除去又は	物質による汚染の除去又は	で固化材(セメント又はプ	したグランド蒸気発生器の		
	交換に必要な空間を有する	交換に必要な空間を有する	ラスチック)と混合してド	発生蒸気を駆動源とする起		
	とともに、必要に応じて梯	とともに,必要に応じて梯	ラム缶内に固化し3貯蔵保	動停止用空気抽出器で主復		
	子等を設置し、取替えが容	子等を設置し、取替えが容	管する。4	水器の真空度を維持する。		
	易な設計とする。	易な設計とする。	ろ過脱塩装置から発生す	1		
	【39条8】	④ 【39条8】	る使用済樹脂及びろ過装置	起動停止用空気抽出器の		④引用元: P2
			から発生する廃スラッジ①	排ガスは, 気体廃棄物処理		
			i は, 浄化系沈降分離槽に貯	系で処理し,放射性物質濃		
五 流体状の放射性廃棄物	流体状の放射性廃棄物	流体状の放射性廃棄物	蔵保管するか、プラスチッ	度を低減して放出する。ま	流体状の放射性廃棄物を管	同上
及び原子炉冷却材圧力バウ	は,管理区域内で処理する	は、管理区域内で処理する	ク固化式固化装置で固化材	た,原子炉停止時,原子炉圧	理区域外で運搬するための	
ンダリ内に施設されたもの	こととし、流体状の放射性	こととし、流体状の放射性	(プラスチック)と混合して	力が蒸気式空気抽出器の駆	容器を設置しないことを記	
から発生する高放射性の固	廃棄物を管理区域外におい	廃棄物を管理区域外におい	ドラム缶内に固化し3貯蔵	動圧力以下になってからも	載	
体状の放射性廃棄物を工場	て運搬するための容器は設	て運搬するための容器は設	保管する。 4	起動停止用空気抽出器を使	基準要求への適合性を明確	
等内において運搬するため	置しない。	置しない。	復水脱塩装置、機器ドレ	用する。 ①	化	
の容器は、取扱中における	【39条9】	① 【39条9】	ン系及び床ドレン・化学廃			
衝撃その他の負荷に耐え、			液系の脱塩装置から発生す	7.1.6 評価		

12

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比:前回提出時からの変更箇所	
---	--

接角型性機能の対した。				# \+\-	紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)) との対比	: 前回提出時から	の変更箇所
		,	,	要求事項との対比表し	T			
②、要是に放射しないも 「	技術基準規則・解釈							備考
環境においての政権用き るものについては、この りでない。⑤ 解析 2月 選手等を守か余 選手は事等を守か余 選手は事等を受か余 選手は事等を受か余 選手は他の設計 選手は事等を受か余 選手は他の設計 選手は事等を受かま は、方面のは他に関する。一般を選手を受ける。 は、方面のは一般である。 20 大手の変数を含まる。 20 大手の変数を対した。 20 大手の変数を変数を対した。 20 大手の変数を変数を対した。 20 大手の変数を変数を対した。 20 大手の変数を変数を対した。 20 大手の変数を変変を変数を変数を変数を変数を変数を変数を変数を変数を変数を変数を変数を変	, 50,500 D	基本設計万針(前)	基本設計万針(後)			及び基本	設計万針との対比	
版内においての夕原用さられては、このりではい、30 を放射 1 分割 2 分割								
② 日本では、② の								
第1項第5号で対象と 6 液体状の放射性廃棄 2								
第1 項第3 号で対象と 高 7 1項第3 号で対象と 高 7 1項第3 号で対象と 高 7 1項第3 号で対象と 高 7 1項第3 号に放棄が 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	· -							
第1項第の手で対象と の	限りでない。⑤							
「原本がな射性産業 物質の環境が3mb(rd*) 以上のも (グラス3相当をいう。 第1項第5号に規定す (グラス3相当をいう。) 第1項第5号に規定す (グラス3相当をいう。) 第1項第5号に規定す (グラス3相当をいう。) 第2年する高放射性の関体 り サ内に施設されたものか ら発生する高放射性の関体 り 大変性を発生した。	【解釈】				. , , ,			
のは、内包する液体の放射 物質の濃度が が高からで 流体が液体が高くにあった。こ 第1項第5号に規定す (パラテンネ和当をいう。) 第7項第5号に規定す がクリ内に施設されたものから発生する高放射性の固体 がの放射性廃棄物とは素 がの放射性廃棄物(放射性 素が自分性廃棄等物とは、 方を対する流放射性の固体 がかな数性健薬物(放射性 素が科技庁告示第5号第3 素料 1号に規定する人の位文 (ができるものは除く)の 変な固体放射性廃棄物とした。 (ができるものは除く)の 変な固体放射性廃棄物とした。 (ができるものは除く)の 変な固体放射性廃棄物とした。 (ができるものは除く)の 変な固体放射性廃棄物とした。 (ができるものは除く)の 変な固体放射性廃棄物とした。 (ができるものは除く)の 変な固体放射性廃棄物と (たいて運輸するための固 体施薬物の放射性皮容器第11号機 体施薬物を空器第15号 を同したいて変ありとは、 (を関するがはための (な)、(を可しな)、(な)、(を可しな)、(な)、(な)、(な)、(な)、(な)、(な)、(な)、(な)、(な)、(4 第1項第5号で対象と			蔵保管するか, 4 又は固体	体及び液体廃棄物による発			
## 2	する「流体状の放射性廃棄			廃棄物焼却設備で焼却し,	電所周辺の一般公衆の被爆			
(2. 夕3 月 日) という。 (2. 夕3 月 日) という。 (2. 夕3 月 日) という。 (3. 月 日) という。 (4. 月 日) という。 (5. 月 日) 日) という。 (5. 月 日) 日) という。 (5. 月 日) 日) という。 (6. 日) 日) 日) という。 (6. 日) 日) 日) 日) という。 (6. 日)	物」は、内包する流体の放射			3 焼却灰はドラム缶に詰め	線量が「発電用軽水型原子			
(2) 37.8 均(2) 以上のも (2) (2) 73.8 均(3) をいう。 第1項第5号に規定サータリ内に施設されたものから発生する高放射性の固体 状の放射性廃棄物 (放射能 大力で) 2 り内に施設されたものから発生する高放射性の固体 状の放射性廃棄物 (放射能 大力で) 2 り内に施設されたものから発生する高放射性の固体 状の放射性廃棄物 (放射能 大力で) 2 を管理と成外 (放射能 生きするシュラケギ 病 (放射 生きするシュラケギ 病 (放射 生きする) 2 のは除く))を管理と成外 において護職するための固 体廃薬物移送容器(第1号機 が) こはいて適様するための関 体廃薬物移送容器(第1号機 が) において適様するための固 体廃薬物移送容器(第1号機 が) において適様するための固 体廃薬物移送容器(第1号機 が) に対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対	性物質の濃度が 37mBq/cm³			て貯蔵保管する。 4	炉施設周辺の線量目標値に			
### 1 項第5 号に規定す 原子炉冷却材圧カバウン	(流体が液体の場合にあっ			前処理装置から発生する	関する指針について」を満			
第1項第5号に規定す 「原子炉冷却材圧力バウン グリ内に施設されたものから発生する高放射性の固体が放射性廃棄物」とは、 状の放射性廃棄物しとは、 状が放射性廃棄物」とは、 が解性物度が起生のするも値文とは、 ができるものは除く)の 変な固体状放射性廃棄物」と において運搬するための固 ができるものは除く)の のは除く)の を管理区域外においておん 値文 は、他を超えるもの(除染等により線量低域ができるものは除く)の ものは除く)の を管理区域外において近層が考えための固体廃棄物修送容器(第1号機 数値、第1、2、3号機共用(以下同しい)は、修入)を管理区域外において運搬するための固体廃棄物修送容器(第1号機 数備、第1、2、3号機共用(以下同しい)は、修入)を管理区域外において運搬するための固体廃棄物修送容器(第1号機 数値、対し、2、3の機大力を管理区域外において運搬するための固体廃棄物修送容器(第1号機 数値、第1、2、3号機共用(以下のしい)なが性が 変し、なた、「高線量の主なしたのかな射性療薬物」と 、「機力・多なの「高線性を発動」と 、「機力・多なのは解かり」と、 、「体内能力を発展の主なしたのが、 、「素が多な方と関係を発していてき、かつ、運搬中に予想される運度及 質が飛散しないような措度 を確して、助射性物質の適度の低いことを確認してかまいまり、発見・ことができ、カー、運搬中に予想される運度及 質が飛散しないような措度 を達じて貯蔵保管する。また、関係原産物修送容器(第1号機 数値、第1、2、3号機共用(以下同しい)は、容易かつ安全・に取扱うことができ、かつ、運搬中に予想される運度及 質が飛散しないような措度 と達じて貯蔵保管する。また、同様の変化、援動等により、発力・企力・動きにより、発力・体性を変し、数射性物質の濃度の低いことを確認して放出する場合もある。・ かっ、運搬中に予想される運食と が、大いない設計とする。また、個体廃棄物修送容 とまして貯蔵保管する。また、他用が削削棒等の放射が なれない設計とする。また、個体廃棄物修送容 とまして放射性物質の濃度の低いことを確認して放出する場合もある。・ かっ、運搬中に予想されるない設計とする。また、個体廃棄物修送容 とまして貯蔵保管する。また、他用が削削棒等の放射が なり、発覚、放射性疾事物が漏る、これがない設計とする。また、個体廃棄物修送容 とまして貯蔵保管する。また、他用が削削棒等の放射が高力・ な射性疾事物が漏る・ ない性疾事物が漏る とれがない設計とする。また、固体廃棄物修送容 とは、対力・機関に使用が燃料である。・ かっ、運搬中に予想されるした後、サイトバンルに貯蔵保管する。 は、熱性疾事物が漏る・ なり、発力・促発性疾事が消息、いし難い情違であり、崩壊 ない性疾事が消息、いし難い情違であり、崩壊 いし難い情違であり、崩壊 いし難い情違であり、崩壊 いし難い情違であり、崩壊 いし難い情違であり、崩壊 いり、機能な対しない情違であり、崩壊 いり、発力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力	ては、37kBq/cm³) 以上のも			ランドリ廃スラッジ①k は,	足するように,放出放射性			
第1項第5 号に規定す	の(クラス3相当)をいう。			ランドリ系沈降分離槽に貯	物質の濃度及び量を低減す			
「原子炉冷却材圧力バウ ダリ内に施設されたものから発生する高放射性の固体 状の放射性廃棄物」とは、 が内に変更のない。 (原染 等により線量低減ができる) ものは除く))を管理区域外 において運搬するための固 体療薬物を送客器(第1号機 において運搬するための固 体療薬物を送客器(第1号機 で、大部・100円にの変化、振動等により、 は、所の強性性療験的放射能産薬物 がある場合にあっては、 は、所の変化、振動等により、 運搬中に干想される温度及 び内圧の変化、振動等により、 運搬中に干想される温度及 び内圧の変化、振動等により、 変化するの数針性物質の放射 である場合にあっては、 ないの放射性物質の放射 である場合にあってのより、 は、同体廃薬物移送容器 (第1号 機 策)、2、3号機共用(以 下同に。))は、容易かつ安全 に取扱うことができ、かつ、 運搬中に干想される温度及 び内圧の変化、振動等により り、亀裂、破損等が生じるお それがない設計とする。 また、固体廃棄物を送容器 で、力・観力に下きないな対性物 関が減らる場合にあっては、 ないるの放射性物質の放射 で、角に詰めて貯蔵保管する。 これ、高液素の・ で、大部・100円に放射性物 関が飛音を表して、 (原染 等により線量低減ができる) ものは除く))を管理区域外 において運搬するための固 体廃薬物を送容器(第1号機 機(第1,2、3号機共用(以 下同に。))は、容易かつ安全 に取扱うことができ、かつ、 運搬中に干想される温度及 び内圧の変化、振動等により、 角製、破損等が生じるお それがない設計とする。 また、固体廃薬物移送容 関が飛音を表した。 対性・原薬的と違答 で、大胆・変化、長動等により、 角製、破損等が生じるお それがない設計とする。 また、固体廃薬物移送容 器は、放射性廃薬物が進入 が、大胆・変化・振動等により、 角製、破損等が生じるお それがない設計とする。 また、固体廃薬物移送容 器は、放射性廃薬物が進入 が、大胆・診察するより、 、 (定用済制御棒等の放射 化された機器は使用済燃料 で、人性用済制御棒等の放射 化された機器は使用済燃料 で、人性用済制御棒等の放射 化された機器は使用済燃料 で、人性用済制御棒等の放射 化された機器は使用済燃料 で、人性用済制御棒等の放射 化された機器は使用済燃料 で、人性用済制御棒等の放射 に、放射性廃薬物が過入 、いし難い構造であり、崩壊 は、放射性廃薬物が過入 、いし難い構造であり、崩壊 は、放射性廃薬物が過入 、いし難い構造であり、崩壊 は、放射性廃薬物が過入 、いし難い構造であり、崩壊 は、放射性廃薬物が過入 、いりに施設されたものか がない放射性を変数の は、大胆・皮膚 は、放射性廃薬物が通入 、 (で、上間・放射性療薬物の理系は、原 (を確認とした後の処理済は、原 (で、対)を確認として、対)を確認として、対)を確認として、対)を確認として、対)を確認として、対)を確認として、対)を確認として、対)を確認として、対)を確認として、対)を確認として、対)を確認として、対)を確認として、対)を確認として、対)を確認として、対)を確認として、対)を確認として、対)を確認として、対)を確認として、対し、対し、は、対し、は、関し、は、は、定し、は、対し、など、に対し、など、は、原 (で、対)をで、対し、は、は、原 (で、対)をで、対し、は、は、皮膚 (で、対)をで、対し、は、皮膚 (で、対)をで、が、対し、は、皮膚 (で、対)をで、対し、は、皮膚 (で、対)をで、対し、は、皮膚 (で、対)をで、対し、は、皮膚 (で、対)をで、対し、は、皮膚 (で、皮膚)をで、皮膚 (で、皮膚)を、皮膚 (で、皮膚)	5			蔵後, 固体廃棄物焼却設備	ることができる。 ③(①b 重			
の	5 第1項第5号に規定す	原子炉冷却材圧力バウン	原子炉冷却材圧力バウン	で焼却し、3焼却灰はドラ	複)	基準要求	への適合性を明確	放射性廃棄物の廃棄施言
### 1 ********************************	る「原子炉冷却材圧力バウ	ダリ内に施設されたものか	ダリ内に施設されたものか	ム缶に詰めて貯蔵保管す		化		1.2 廃棄物処理設備
武水の放射性廃棄物」とは、 最が科技庁告示第 5 号第 3 条第 1 号に規定する A. 値又 は A. 値を超えるもの (除染 等により線量低減ができる ものは除く))を管理区域外 において運搬するための固 体廃棄物移送容器(第 1 号機 設備、第 1, 2, 3 号機共用 (以 では、海を動の放射性量が教授 定を持つる固体放射を 定を表の放射性が過ぎする固体放射 では、 (下) という。 なお、「高線量の主 に、 (下) という。 なお、「高線量の主 に、 (下) は、 (下) と、 (下) は、 (下) と、 (下) は、 (下)	ンダリ内に施設されたもの	ら発生する高放射性の固体	ら発生する高放射性の固体	る。 4	7.2 液体廃棄物処理系			
第7件構造物取替工事により 注生するシュラウド等、高 提供 (除染等により線量低減ができる 的は除く)) を管理区域外 において運搬するための固 体廃棄物移送容器(第1号機大放射性廃棄物 において運搬するための固 体廃棄物移送容器(第1号機大放射性廃棄物 において運搬するための固 体廃棄物移送容器(第1号機大放射性廃棄物 において運搬するための固 体廃棄物移送容器(第1号機大力 では、作用的輸送する固体放射 定定を固体放射性廃棄物」と に取扱うことができ、かつ、 運搬中に予想される温度及 でが用圧の変化、振動等により 企理をする A (値又はA 2 で) にを変素物の放射能量が科技 に定して、力能ででき、かつ、 運搬中に予想される温度及 でが用圧の変化、振動等により の、電視なは A (値を超えるもの(除染 等により線量低減ができる ものは除く)) を管理区域外 において運搬するための固 体廃棄物移送容器(第1号機大用(以 下同じ。)) は、容易かつ安全 に取扱うことができ、かつ、 運搬中に予想される温度及 で内圧の変化、振動等により、 理搬中に予想される温度及 で内圧の変化、振動等により、 鬼機でするか、又は放射性物質が飛散しないような措置 を講じて貯蔵保管する。まり、 角裂、破損等が生じるおり、 り、亀裂、破損等が生じるおり、 り、亀裂、破損等が生じるおっては、 れらの放射性物質の放射 たれがない設計とする。 また、固体廃棄物移送容 器は、放射性廃棄物が漏え いし難い構造であり、崩壊 に地難い構造であり、崩壊 に地難い構造であり、崩壊 に地難い構造であり、崩壊 に地難い構造であり、崩壊 に地難い構造であり、崩壊 に地難い構造であり、崩壊 に地離い構造であり、崩壊 に地離い構造であり、崩壊 に地離い構造であり、崩壊 に地離い構造であり、崩壊 に地離い構造であり、崩壊 に地離い構造であり、崩壊 に地離い構造であり、崩壊 に地離い構造であり、崩壊 に地離い構造であり、崩壊 に地離い構造であり、崩壊 に地離い構造であり、崩壊 に地離い構造であり、崩壊 に地離い構造であり、崩壊 に地離い構造であり、崩壊 に地離い構造であり、崩壊 に地離い構造であり、崩壊 に地離い構造であり、崩壊 に地離い構造であり、崩壊 に地離い構造であり、崩壊 にはこれがはいに対す物質が発生する。 とを確認して放出する場合 もある。 で、体を廃薬や処理系は、第 7.2-1 図に示すように次の 3.系統で構成する。 機器ドレン系	から発生する高放射性の固	状の放射性廃棄物(放射能	状の放射性廃棄物(放射能	可燃性雑固体廃棄物①1	7.2.1 概要			
は A. 値を超えるもの (除染 等により線量低 ができる ものは除く) を管理区域外 において運搬するための固 体廃棄物を送容器(第1号機 設備,第1,2,3号機共用(以 下同じ。)) は、容易かつ安全 に取扱うことができ、かつ、 運搬中に予想される温度及 び内圧の変化、振動等により、亀製、破損等が生じるお それがない設計とする。 また、固体廃棄物を送容 器は、放射性廃棄物に また、固体廃棄物を送容器が、 なり、 もの放射性物質の放射に また、固体廃棄物を送容器が、 なり、 能型にしまり、 なり、 能型に対して は、 を確認して 放射性物質の濃度の低いことを確認して 放射性物質の激射を きまた、 固体廃棄物を送容器は、 放射性廃棄物が漏え、 は、 放射性廃棄物が漏え いし難い構造であり、 崩壊 は、 放射性廃棄物を送容器が、 は、 放射性廃棄物が漏え いし難い構造であり、 崩壊 は 放射性廃棄物が漏え いし難い構造であり、 崩壊 は 放射性 を ない ない に とを を は ない とを を は ない とを を は ない とを を は ない とを を ない とを を は ない とを ない とを を は ない とを ない とを ない とを を は ない とを ない とを ない とを ない とを を は ない とを ない ない とを ない とを ない とを ない とを ない ない とを ない	体状の放射性廃棄物」とは、	量が科技庁告示第 5 号第 3	量が科技庁告示第 5 号第 3	は, 固体廃棄物焼却設備で	液体廃棄物処理系は,原			
## (保楽等により線量低減ができるものは除く) の ものは除く))を管理区域外において運搬するための固体が変な固体状放射性廃棄物において運搬するための固体廃棄物を送容器(第1号機に対いて運搬するための固体廃棄物が発音器(第1号機に対して運搬するための固体廃棄物が発音器(第1号機に対して運搬するための固体廃棄物が発音器(第1号機に対して運搬するための固体廃棄物が発音器(第1,2,3号機共用(以下同じ。))は、容易かつ安全に、機動等の放射能量が科技に取扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及で内圧の変化、振動等により、企業の上でで変化、振動等により、企業の上の放射性物質の放射に対して対して変化、振動等により、企業の上の変化、振動等により、企業の主ができるが、又は放射性物質の放射性物質の放射に対して対して変化、振動等により、企業の関係を変化が、又は放射性物質の放射性物質の放射に対して対して変化、振動等により、変形しないような措置で対して対して変化、振動等により、変形がない設計とする。これがないいが表述ないまるが表述ないまるが表述ないまるが表述ないまるが表述ないまるが表述ないまるが表述ないまるが表述ないまるが表述ないまるが表述ないまるが表述ないまるが表述ないまるが表述ないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな	炉内構造物取替工事により	条第 1 号に規定する A ₁ 値又	条第 1 号に規定する A ₁ 値又	焼却し、3焼却灰はドラム	子炉施設で発生する放射性			
まかできるものは除く)の ものは除く))を管理区域外 において運搬するための固 体廃棄物移送容器(第1号機 において運搬するための固 体廃棄物移送容器(第1号機 において運搬するための固 体廃棄物移送容器(第1号機 設備,第1,2,3号機共用(以 下同じ。))は、容易かつ安全 に取扱うことができ、かつ、 運搬中に予想される温度及 で内圧の変化、振動等によ り、亀裂、破損等が生じるお た、使用済制御棒等の放射 たれがない設計とする。 また、固体廃棄物移送容 器は、放射性廃棄物が漏え いし難い構造であり、崩壊 の量のそれぞれその放射 特徴でのいてのA1値又 と 地質についてのA1値又 と 地域に 大動物性の質のなり に し、放射性廃棄物が漏え いし難い構造であり、崩壊 し し、放射性の質のを は、放射性廃棄物が漏え いし難い構造であり、崩壊 し し、放射性廃棄物が漏え いし難い構造であり、崩壊 し し、放射性廃棄物が漏え と 地域に 放射性廃棄物が漏え いし難い構造であり、崩壊	発生するシュラウド等、高	は A2 値を超えるもの (除染	は A2値を超えるもの(除染	缶に詰めて貯蔵保管する。	廃液及び潜在的に放射性物			
において運搬するための固体廃棄物が送容器(第1号機 体廃棄物移送容器(第1号機 投機) (において運搬するための固体廃棄物」と 機 (線量(除染等により線量低	等により線量低減ができる	等により線量低減ができる	4 <u>不燃性雑固体廃棄物</u> (1m	質による汚染の可能性のあ			
において運搬するための固体廃棄物が送容器(第1号機 体廃棄物移送容器(第1号機 投機) (において運搬するための固体廃棄物」と 機 (減ができるものは除く) の	ものは除く))を管理区域外	ものは除く))を管理区域外	は,圧縮可能なものは圧縮	る <u>廃液</u> を,その <u>性状に</u> より			
 設備,第1,2,3号機共用(以下同じ。))は,容易かつ安全に、構内輸送する固体放射 ご、構内輸送する固体放射 ご、成産業物の放射能量が科技に取扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及で規定するA1値又はA2では、2000年の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおっては、おいるな場合にあっては、おいるい設計とする。また、固体廃棄物移送容に、おらの放射性物質の放射を設定の量のそれぞれその放射を設定に、放射性廃棄物が漏え、おり性の変化、放射性廃棄物が漏え、物質についてのA1値又 対(2種類以上の放射性物質の放射を表では、なれがない設計とする。また、固体廃棄物移送容に、1000分別性物質の放射を表では、放射性廃棄物が漏え、し、放射性廃棄物が漏え、ないし難い構造であり、崩壊 対(2種類のより、定力を表では、対力に貯蔵に関する。また、関体のとして、大力を発達していた。 は、放射性廃棄物が漏え、 は、放射性廃棄物が漏え とを確認して放出する場合 もある。 ◆ 次体廃棄物処理系は、第 7・2-1 図に示すように次の 3 系統で構成する。 機器ドレン系 技能、放射性廃棄物が漏え いし難い構造であり、崩壊 	主要な固体状放射性廃棄物	において運搬するための固	において運搬するための固	減容し, ドラム缶等に詰め	分離収集し, 処理する。 (1f			
 設備,第1,2,3号機共用(以下同じ。))は,容易かつ安全に、構内輸送する固体放射 ご、構内輸送する固体放射 ご、成産業物の放射能量が科技に取扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及で規定するA1値又はA2では、2000年の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおっては、おいるな場合にあっては、おいるい設計とする。また、固体廃棄物移送容に、おらの放射性物質の放射を設定の量のそれぞれその放射を設定に、放射性廃棄物が漏え、おり性の変化、放射性廃棄物が漏え、物質についてのA1値又 対(2種類以上の放射性物質の放射を表では、なれがない設計とする。また、固体廃棄物移送容に、1000分別性物質の放射を表では、放射性廃棄物が漏え、し、放射性廃棄物が漏え、ないし難い構造であり、崩壊 対(2種類のより、定力を表では、対力に貯蔵に関する。また、関体のとして、大力を発達していた。 は、放射性廃棄物が漏え、 は、放射性廃棄物が漏え とを確認して放出する場合 もある。 ◆ 次体廃棄物処理系は、第 7・2-1 図に示すように次の 3 系統で構成する。 機器ドレン系 技能、放射性廃棄物が漏え いし難い構造であり、崩壊 	をいう。なお、「高線量の主	体廃棄物移送容器(第1号機	体廃棄物移送容器(第1号機	て貯蔵保管するか, 固型化	液体廃液処理系により処			
「廃棄物の放射能量が科技」に取扱うことができ、かつ、 運搬中に予想される温度及 規定するA1値又はA2 で内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおり、亀裂、破損等が生じるおっては、 されがない設計とする。 また、固体廃棄物移送容器は、放射性廃棄物が漏えと物質についてのA1値又は、放射性廃棄物が漏え、物質についてのA1値又は、機器にあり、崩壊とし、し難い構造であり、崩壊とし、し難い構造であり、崩壊とし、し難い構造であり、崩壊とし、し難い構造であり、崩壊とした。 に取扱うことができ、かつ、 運搬中に予想される温度及 で内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおった。 もある。◆ でも、た、固体廃棄物移送容器は、放射性廃棄物が漏え、いし難い構造であり、崩壊とした後、サイトバンカに貯蔵保管する。 に物質についてのA1値又は、放射性廃棄物が漏え、いし難い構造であり、崩壊とした。 は、放射性廃棄物が漏え、いし難い構造であり、崩壊とした。 は、放射性廃棄物が漏え、いし難い構造であり、崩壊とした。 は、放射性廃棄物が漏え、いし難い構造であり、崩壊とした。 は、放射性廃棄物が漏え、いし難い構造であり、崩壊とした。 は、機器ドレン系	要な固体放射性廃棄物」と	設備, 第1, 2, 3 号機共用(以	設備, 第1, 2, 3 号機共用(以	材(モルタル)を充填してド	理した後の処理済液は,原			
正規定するA1値又はA2	は、構内輸送する固体放射	下同じ。))は、容易かつ安全	下同じ。))は、容易かつ安全	ラム缶内に固型化し3貯蔵	則として回収して再使用す			
で規定するA1値又はA2 び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおり、亀裂、破損等が生じるおっては、これがない設計とする。また、固体廃棄物移送容にのか射性物質の放射により、角型、放射性廃棄物が漏えたの変化、振動等により、角型、破損等が生じるおっては、これがない設計とする。また、固体廃棄物移送容にあっては、これがない設計とする。また、固体廃棄物移送容にからの放射性物質の放射に対し、放射性廃棄物が漏え、これがないない。また、固体廃棄物移送容に対してのA1値又に対してのA1値又に対してのA1値又に対してが出する場合を講じて貯蔵保管する。また、使用済制御棒等の放射に対した後、サイトバンカに貯蔵した後、サイトバンカに貯蔵保管する。は対し、放射性廃棄物が漏え、いし難い構造であり、崩壊に対して放出する場合は、対し、大きを確認して放出する場合は、対象体廃棄物処理系は、第一では対象では対象では対象では対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	性廃棄物の放射能量が科技	に取扱うことができ,かつ,	に取扱うことができ,かつ,	保管するか、又は放射性物	るが, 試料採取分析を行い,			
で (2種類以上の放射性物 り、亀裂、破損等が生じるお それがない設計とする。 また、固体廃棄物移送容 また、固体廃棄物移送容 器は、放射性廃棄物が漏え いし難い構造であり、崩壊 いし難い構造であり、崩壊 いし難い構造であり、崩壊 ない、 また、固体廃棄物が漏え いし難い構造であり、崩壊 いし難い構造であり、崩壊 ない。 4 との は は、 かり は ない は は は ない は は ない	庁告示第5号第3条第1号	運搬中に予想される温度及	運搬中に予想される温度及	質が飛散しないような措置	放射性物質の濃度の低いこ			
である場合にあっては、	に規定するA1値又はA2	び内圧の変化、振動等によ	び内圧の変化、振動等によ	を講じて貯蔵保管する。ま	とを確認して放出する場合			
である場合にあっては、	値(2種類以上の放射性物	り, 亀裂, 破損等が生じるお	り, 亀裂, 破損等が生じるお		もある。🗘			
れらの放射性物質の放射また、固体廃棄物移送容また、固体廃棄物移送容また、固体廃棄物移送容プールに貯蔵した後、サイトバンカに貯蔵保管する。7.2-1 図に示すように次の3系統で構成する。器は、放射性廃棄物が漏え物質についてのA 1 値又いし難い構造であり、崩壊いし難い構造であり、崩壊人が見機器ドレン系	質がある場合にあっては、	それがない設計とする。	それがない設計とする。	化された機器は使用済燃料				
での量のそれぞれその放射 器は、放射性廃棄物が漏え 器は、放射性廃棄物が漏え トバンカに貯蔵保管する。 3系統で構成する。 機器ドレン系	それらの放射性物質の放射	また、固体廃棄物移送容	また、固体廃棄物移送容	プールに貯蔵した後、サイ	7.2-1 図に示すように次の			
- 物質についてのA 1 値又 いし難い構造であり、崩壊 いし難い構造であり、崩壊 4 機器ドレン系	能の量のそれぞれその放射	,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	トバンカに貯蔵保管する。	3系統で構成する。			
	性物質についてのA 1 値又							
	はA2値に対する割合の和	熱及び放射線の照射により	熱及び放射線の照射により	固体廃棄物焼却設備から	床ドレン・化学廃液系			
	が1)を超えるものをいう。							

ىن

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 : 前回提出時からの変更箇所

西华市西 1. 0	紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 : 前回提出時からの変更箇所
要求事項との	
技術基準規則・解釈 設工認申請書 設工認申請書 設置許可申記 技術基準規則・解釈 ませつません (全) ませつません (金)	備老
基本設計方針(前) 基本設計方針(後) 本文	添付書類八 及び基本設計方針との対比 ゆいかん
ります。	
6 第1項第5号に規定す 薬品の影響及び不純物の影 薬品の影響及び不純物の影 つつ専用の排気口	
る「取扱中における衝撃そ」響により著しく腐食しない。響により著しく腐食しない。する。 5 (④重複)	
の他の負荷に耐え、かつ、容 設計とする。	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
<i>易に破損しないものである</i> 【39条10】 ⑤ 【39条10】 棄物の破砕, 圧縮,	
こと」とは、「実用発電用原 化等の処理過程に	
子炉の設置、運転等に関す	
<i>る規則第88条第1項第3</i> る設計とする。	5 (③重 (1) 液体廃棄物処理系は,
号口に規定されている「容 複)	液体廃棄物を分離収集,処
<i>易かつ安全に取扱うことが</i> 上記濃縮廃液等	を詰めた 理し、処理済液は原則とし
でき、かつ、運搬中に予想さ ドラム缶等は、所	「要の遮蔽 て回収して再使用し放射性 Time Time Time Time Time Time Time Time
れる温度及び内圧の変化、	i所内の固 物質の放出を実用可能な限
振動等により、亀裂、破損等 体廃棄物貯蔵所又	
が生じるおそれがないも 廃棄物保管室に貯	庁蔵保管す ┃ ◆
の」であること。また、流体 る。	(2) 液体廃棄物処理系の系
状の放射性廃棄物を運搬す	じて,固体 統処理容量及び系統の系列
る容器は、技術基準規則第 廃棄物を廃棄事業	美者の廃棄 構成は、発生廃液量が最大
17条のクラス3容器の規 施設へ廃棄する。	□ と予想される場合に対して と予想される場合に対して とうします。
定を満足すること。主要な (ii) 廃棄物の処	理能力 十分対処できるようにす
<i>固体状放射性廃棄物を運搬</i> 浄化系沈降分離	椎の容量 る。
<i>する容器については、同規</i> は約 400m³ 使用済	5樹脂貯蔵 なお,液体廃棄物処理系 なお,液体廃棄物処理系
<u> 則第40条第1項第2号及</u> 槽の容量は約480m	n³,濃縮廃 の機器は廃液の性状を考慮
び第3号の規定を満足する 液貯蔵タンクの	容量は約し、適切な材料を使用する。
こと。⑤ 100m³, ランドリ系	系沈降分離 ①
槽の容量は約 100m	n ³ とする。 (3) 液体廃棄物の処理施設
また、サイトバン	/カの容量 及びこれに関連する施設
六 前号の容器は、内部に 固体廃棄物移送容器は, 固体廃棄物移送容器は, は約1,200m³,雑固	国体廃棄物 は,これらの施設から液体 基準要求への適合性を明確 放射性廃棄物の廃棄施設
放射性廃棄物を入れた場合 内部に放射性廃棄物を入れ 内部に放射性廃棄物を入れ 保管室の容量は約	」500m³で 状の放射性物質の漏えいの 化 1.2 廃棄物処理設備
に、放射線障害を防止する た場合に、放射線障害を防 た場合に、放射線障害を防 ある。	防止及び敷地外への管理さ
ため、その表面の線量当量 止するため、その表面の線 止するため、その表面の線 固体廃棄物貯蔵	所は、200 れない放出を防止するた
率及びその表面から一メー 量当量率及びその表面から 量当量率及びその表面から 0ドラム缶約 55,00	00 本相当 め、次の各項を考慮した設
トルの距離における線量当 1m の距離における線量当量 1m の距離における線量当量 を貯蔵保管する能	≘力を有す │ 計とする。◆
量率が原子力規制委員会の 率が「核燃料物質等の工場 率が「核燃料物質等の工場 るものを設ける。	a. 漏えいの発生を防止す
定める線量当量率を超えな 又は事業所の外における運 又は事業所の外における運 これらは、必要	『がある場 るため,処理設備には適切
いよう、遮蔽できるもので 搬に関する規則」に定めら 搬に関する規則」に定めら 合には増設を考慮	する。4 な材料を使用するととも
あること。ただし、管理区域 れた線量当量率を超えない れた線量当量率を超えない	に、タンク水位の検出器、イ
内においてのみ使用されるし設計とする。 設計とする。	ンター・ロック回路等を設

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し		<u> </u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
ものについては、この限り	【39条11】	⑥ 【39条11】		ける。⑤		
でない。6				d. 液体廃棄物処理系の機		
				器は、独立した区画内に設		
				けるか、周辺にせきを設け		
2 流体状の放射性廃棄物	放射性液体廃棄物処理施	放射性液体廃棄物処理施		施設内での漏えいの拡大を	基準要求への適合性を明確	放射性廃棄物の廃棄施設
を処理する設備が設置され	設内部のうち,流体状の放	設内部のうち,流体状の放		防止し、施設外に通じる出	化	1.3.1 流体状の放射性廃棄
る放射性廃棄物処理施設	射性廃棄物の漏えいが拡大	射性廃棄物の漏えいが拡大		入口等にはせきを設け、施		物の漏えいし難い構造及び
(流体状の放射性廃棄物の	するおそれがある部分の漏	するおそれがある部分の漏		設外への漏出を防止する。		漏えいの拡大防止
漏えいが拡大するおそれが	えいし難い構造、漏えいの	えいし難い構造、漏えいの		4		
ある部分に限る。以下この	拡大防止、堰については、次	拡大防止、堰については、次		また,屋外設備,屋外配管		
項において同じ。) は、次に	のとおりとする。	のとおりとする。		は、漏えい液体を遮蔽壁、配		
定めるところにより施設し	【39条12】	⑦ 【39条 12】		管ダクト等の施設内に留め		
なければならない。				るようにする。◆液体状の		
(7)				放射性廃棄物が留まる恐れ		
				のある施設の床および壁面		
【解釈】				は、漏えいし難い構造とす		
7 第2項に規定する「流				<u>る。</u> ⑦a		
体状の放射性廃棄物を処理				 f. 敷地外へ管理されない		
する設備が設置される放射				排水を排出する排水路上に		
性廃棄物処理施設」とは、流				は施設内部の床面がないよ		
体状の放射性廃棄物を処理				うに施設する。また関連す		
する設備が設置される建屋				る施設内には管理されない		
全部をいう(技術基準規則				排水路に通じる開口部を設		
第40条において同じ)。ま				けない設計とする。 ③ (⑨重		
た、「漏えいが拡大するおそ				複)		
れがある部分に限る」とは、						
流体状の放射性廃棄物を処						
理する設備が設置される施				7.3 固体廃棄物処理系		
設内であっても、流体状の				7.3.1 概要		
放射性物質が流入するおそ				固体廃棄物処理系は,廃		
れがない場所であって流体				棄物の種類に応じて, 処理		
状の放射性廃棄物を処理す				又は貯蔵保管するため,濃		
る設備が設置されていない				縮廃液貯蔵タンク(床ドレ		
場所(例えば廃棄設備の制				ン・化学廃液),濃縮廃液貯		
御室、換気空調室、電気室				蔵タンク(ランドリドレ		
等)及び二重管構造等によ				ン)(1 号及び 2 号炉共用),		
り流体状の放射性廃棄物が				使用済樹脂貯蔵槽, 浄化系		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表					
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
漏えいし難い構造となって	G 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u> </u>	1.23	沈降分離槽、ランドリ系沈	200 1 200 1 200 1 200 1 200 1	
いる場所を適用除外にする				降分離槽(1号及び2号炉共		
ことができる。⑦				用)、セメント固化式固化装		
				置(1号及び2号炉共用),プ		
一 放射性廃棄物処理施設	全ての床面、適切な高さ	全ての床面、適切な高さ		ラスチック固化式固化装置	同趣旨の記載であるが、表	放射性廃棄物の廃棄施設
内部の床面及び壁面は、流	までの壁面及びその両者の	までの壁面及びその両者の		(1号及び2号炉共用),焼却	現の違いによる差異あり	1.3.1 流体状の放射性廃棄
体状の放射性廃棄物が漏え	接合部は、耐水性を有する	接合部は、耐水性を有する		設備(1号, 2号及び3号炉	500度でによる 上来の 7	物の漏えいし難い構造及び
いし難い構造であること。	設計とし、流体状の放射性	設計とし、流体状の放射性		共用),減容装置(1号, 2号		漏えいの拡大防止
で 以上で 肝 上 で め る こ こ。	展棄物が漏えいし難い構造	廃棄物が漏えいし難い構造		及び3号炉共用,一部既設),		NA CONTRACTOR
【解釈】	とする。また、その貫通部は	とする。また、その貫通部は		サイトバンカ(1号, 2号及		
8 第2項第1号に規定す	堰の機能を失わない構造と	堰の機能を失わない構造と		び3号炉共用),雑固体廃棄		
る「漏えいし難い構造」と	する。	する。		物保管室(1号, 2号及び3		
は、適切な高さまでの壁面、	「39条 13】	70a 【39条13】		号炉共用),固体廃棄物貯蔵		⑦a 引用元: P8
床面全部及び両者の接合部	[33 来 13]	Va 139 ★ 137		所(1号, 2号及び3号炉共		(Ja 7)/11/L . 10
には耐水性を有する塗料が				用)等で構成する。		
<i>塗布されていること、並び</i>				固体廃棄物処理系系統概要		
返 が され 				図を第7.3-1図に示す。③		
に				(①g 重複)		
ブロス の壁画の負煙部には ラバーブーツ又はモルタル				固体廃棄物は、蒸発濃縮		
等の充填が施されているこ				装置により濃縮された濃縮		
まり と等、堰の機能を失わせな				表直により候相された候相 廃液等を固化したもの、脱		
				塩装置使用済樹脂、ろ過脱		
いよう適切な耐漏えい措置 が施された構造とすること				塩装置使用済樹脂、ろ過装塩装置使用済樹脂、ろ過装		
(技術基準規則第40条に				置廃スラッジ,ランドリ廃		
おいて同じ。) ⑦				スラッジ、雑固体廃棄物、使		
				用済制御棒等である。②		
	さまな ままの傾倒すな	古玉は 古玉の傾斜立は		固体廃棄物処理系は、固	甘淮亜半・の文人料を明か	
二 放射性廃棄物処理施設	床面は、床面の傾斜又は	床面は、床面の傾斜又は		体廃棄物焼却設備、サイト	基準要求への適合性を明確	同上
内部の床面は、床面の傾斜	床面に設けられた溝の傾斜	床面に設けられた溝の傾斜		バンカ、雑固体廃棄物保管	化	
又は床面に設けられた溝の	により流体状の放射性廃棄	により流体状の放射性廃棄		室、固体廃棄物貯蔵所及び		
傾斜により流体状の放射性	物が排液受け口に導かれる	物が排液受け口に導かれる		共用設備のうち他号炉に設置されているよのもいま		
廃棄物が排液受け口に導か	構造とし、かつ、気体状のものないなどは、	構造とし、かつ、気体状のも		置されているものを除き,		
れる構造であり、かつ、流体	のを除く流体状の放射性廃	のを除く流体状の放射性廃		付属棟に設置する。		
状の放射性廃棄物(気体状	棄物を処理する設備の周辺	棄物を処理する設備の周辺				
のものを除く。以下同じ。)	部には、堰又は堰と同様の	部には、堰又は堰と同様の		7.3.2 設計方針		
を処理する設備の周辺部に	効果を有するものを施設	効果を有するものを施設		(1) 貯蔵設備		
は、流体状の放射性廃棄物	し,流体状の放射性廃棄物	し、流体状の放射性廃棄物		固体廃棄物処理系は,本		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

^{説明書 別添-1)} 様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
の漏えいの拡大を防止する	の漏えいの拡大を防止する	の漏えいの拡大を防止する	127	原子炉施設で発生する蒸発	же <u>ш</u> 1 жилуга 1 мд 1	
ための堰が施設されている	設計とする。	設計とする。		濃縮装置の濃縮廃液,原子		
こと。8	【39条14】	⑧ 【39条 14】		炉冷却材浄化系及び燃料プ		
【解釈】				ール冷却浄化系のろ過脱塩		
9 第2項第2号に規定す				装置使用済樹脂, 復水浄化		
る「漏えいの拡大を防止す				系の復水ろ過装置廃スラッ		
るための堰」とは、ポンプの				ジ、液体廃棄物処理系のろ		
シールがリークした時、機				過装置廃スラッジ、復水浄		
器のメインテナンス時又は				化系の復水脱塩装置及び液		
除染時等に飛散する液体状				体廃棄物処理系の脱塩装置		
の放射性廃棄物が広範囲に				使用済樹脂,ランドリ廃ス		
拡大することを防止するた				ラッジ,雑固体廃棄物使用		
めに設けるものをいい、排				済制御棒等をその種類に応		
水溝、床面段差等堰と同様				じて収集, 処理し, 貯蔵槽類		
の効果を有するものを含				内に貯蔵するか、又は貯蔵		
£. 8				し, その放射能を減衰させ		
				た後, 固体廃棄物貯蔵所, 雑		
三 放射性廃棄物処理施設	放射性廃棄物処理施設外	放射性廃棄物処理施設外		囲体廃棄物保管室又はサイ	同趣旨の記載であるが、表	放射性廃棄物の廃棄施設
外に通じる出入口又はその	に通じる出入口又はその周	に通じる出入口又はその周		トバンカに貯蔵保管する設	現の違いによる差異あり	1.3.1 流体状の放射性廃棄
周辺部には、流体状の放射	辺部には,堰を施設するこ	辺部には、堰を施設するこ		計とする。⑥		物の漏えいし難い構造及び
性廃棄物が放射性廃棄物処	とにより,流体状の放射性	とにより,流体状の放射性		固体廃棄物貯蔵設備は,		漏えいの拡大防止
理施設外へ漏えいすること	廃棄物が施設外へ漏えいす	廃棄物が施設外へ漏えいす		廃棄物による汚染の拡大を		
を防止するための堰が施設	ることを防止する設計とす	ることを防止する設計とす		防止するため、貯蔵槽類を		
されていること。ただし、放	る。	る。		密封構造とし独立した区画		
射性廃棄物処理施設内部の	【39条 15】	<mark>⑨a 【39条 15】</mark>		内に設けるか、あるいは周		⑨a 引用元: P2
床面が隣接する発電用原子				辺にせきを設ける構造とす		
炉施設の床面又は地表面よ				る。 ◆また、必要な箇所に		
り低い場合であって、放射				は漏えい検出器等を設ける		
性廃棄物処理施設外へ漏え				ほかエリアモニタ等で汚染		
いするおそれがない場合				レベルを監視する設計とす		
は、この限りでない。 9				る。 🕏		
				(3) 散逸等の防止		
【解釈】				固体廃棄物処理系は,本		
10 第2項第3号に規定	施設外へ漏えいすること	施設外へ漏えいすること		原子炉施設から発生する放	基準要求への適合性を明確	同上
する「施設外へ漏えいする	を防止するための堰は, 処	を防止するための堰は, 処		射性固体廃棄物の破砕, 圧	化	
ことを防止するための堰」	理する設備に係わる配管に	理する設備に係わる配管に		縮, 焼却, 固化等の処理過程		
とは、処理する設備に関わ	ついて,長さが当該設備に	ついて,長さが当該設備に		における放射性物質の散逸		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表 ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー						
技術基準規則 • 解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
る配管について、長さが当	接続される配管の内径の	接続される配管の内径の		等を防止する設計とする。		
該設備に接続される配管の	1/2, 幅がその配管の肉厚の	1/2, 幅がその配管の肉厚の		具体的には次のとおりとす		
内径の1/2、幅がその配	1/2 の大きさの開口を当該	1/2 の大きさの開口を当該		る。③(③重複)		
管の肉厚の1/2の大きさ	設備と当該配管との接合部	設備と当該配管との接合部		焼却可能なものは固体廃		
の開口を当該設備と当該配	近傍に仮定したとき、開口	近傍に仮定したとき、開口		棄物焼却設備にて焼却処理		
管との接合部近傍に仮定し	からの流体状の放射性廃棄	からの流体状の放射性廃棄		をして, 焼却灰はドラム缶		
たとき、開口からの流体状	物の漏えい量のうち最大の	物の漏えい量のうち最大の		に詰めて密封する。不燃性		
の放射性廃棄物の漏えい量	漏えい量をもってしても,	漏えい量をもってしても,		雑固体廃棄物は仕分けし,		
のうち最大の漏えい量をも	流体状の放射性廃棄物の漏	流体状の放射性廃棄物の漏		可能なものは破砕, 圧縮に		
ってしても、流体状の放射	えいが広範囲に拡大するこ	えいが広範囲に拡大するこ		より滅容し、ドラム缶等に		
性廃棄物の漏えいが広範囲	とを防止する設計とする。	とを防止する設計とする。		詰めて固体廃棄物貯蔵所に		
に拡大することを防止する	この場合の仮定は堰の能	9		貯蔵保管するか, 固型化材		
ため、当該貯蔵設備の周辺	力を算定するためにのみに	この場合の仮定は堰の能		(モルタル)を充填してドラ		
近傍に設けること。この場	設けるものであり, 開口は	力を算定するためにのみに		ム缶内に固型化し貯蔵保管		
合の仮定は堰の能力を算定	施設内の貯蔵設備に1ヶ所	設けるものであり、開口は		するか, 又は放射性物質が		
するためにのみに設けるも	想定し,漏えい時間は漏え	施設内の貯蔵設備に 1 ヶ所		飛散しないような措置を講		
のであり、開口は施設内の	いを適切に止めることがで	想定し、漏えい時間は漏え		じて雑固体廃棄物保管室に		
貯蔵設備に1か所想定し、	きるまでの時間とし、床ド	いを適切に止めることがで		貯蔵保管する。これらの処		
漏えい時間は漏えいを適切	レンファンネルの排出機能	きるまでの時間とし、床ド		理過程で生じる粒子等は粒		
に止めることができるまで	を考慮する。床ドレンファ	レンファンネルの排出機能		子用フィルタで除去する。		
の時間とし、床ドレンファ	ンネルは、その機能が確実	を考慮する。床ドレンファ		また, 固化装置, 減容装置は		
ンネルの排出能力は考慮で	なものとなるように設計す	ンネルは、その機能が確実		独立した区画内に設け,必		
きるものとする。ただし、床	る。	なものとなるように設計す		要に応じて周辺にせきを設		
ドレンファンネルの排出機	【39 条 16】	る。		ける構造とする。⑦		
能を期待する場合は、その		⑨ 【39条 16】		使用済制御棒等は, その		
機能が確実なものでなけれ				放射能を減衰させるため,		
ばならない。 9				使用済燃料プールに貯蔵し		
				た後、サイトバンカに貯蔵		
四 工場等外に排水を排出	液体廃棄物処理設備及び	液体廃棄物処理設備及び		保管する。 🌣	同趣旨の記載であるが、表	放射性廃棄物の廃棄施設
する排水路(湧水に係るも	これ <mark>ら</mark> に関連する施設を設	これ <mark>ら</mark> に関連する施設を設		(4) 放射性物質の漏えい防	現の違いによる差異あり	1.4 排水路
のであって放射性物質によ	ける建屋の床面下には、発	ける建屋の床面下には、発		止及び放出防止		
り汚染するおそれがある管	電所外に管理されずに排出	電所外に管理されずに排出		濃縮廃液, 使用済樹脂, 廃		
理区域内に開口部がないも	される排水が流れる排水路	される排水が流れる排水路		スラッジを処理する固体廃		
の並びに排水監視設備及び	を施設しない設計とする。	を施設しない設計とする。		棄物処理系の機器は、独立		
放射性物質を含む排水を安	【39条 17】	⑩ 【39条17】		した区画内に設けるか、あ		
全に処理する設備を施設す				るいは周辺にせきを設け,		
るものを除く。) 上に放射性				廃液及び使用済樹脂等が管		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	VID 3
廃棄物処理施設内部の床面				理区域外に漏えいすること		
がないよう、施設すること。				を防止する設計とする。◆		
10				また漏えいの発生を防止す		
				るため機器等には適切な材		
【解釈】				料を使用するとともに、タ		
11 第2項第4号に規定				ンク水位の検出器,インタ		
する「湧水に係るものであ				ーロック回路等を設ける。		
って放射性物質により汚染				漏えいした場合は、漏えい		
するおそれがある管理区域				の早期検出を可能にすると		
内に開口部がないものを除				ともに、漏えい液体の除去,		
く。」とは、自然発生的に地				除染を容易に行える設計と		
下から大量に湧き出し、こ				する。⑤		
の排出を止めることが技術				濃縮廃液等が留まるおそ		
的に不可能な湧水に係る排				れのある建屋又は区域の床		
水路は、放射性物質により				及び壁面は,漏えいし難い		
汚染するおそれがある管理				構造とする。③(③重複)ま		
区域に開口部がない場合に				た,敷地外へ管理されない		
は本号を適用除外すること				排水を排出する排水路は建		
ができる。				<u>屋</u> 内部 <u>の床面</u> の <u>下</u> を通らな		
10				いようにする。 さらに, 建屋		
				又は区域内には管理されな		
3 第一項第五号の流体状				い <u>排水路</u> に通じる開口部 <u>を</u>		
の放射性廃棄物を運搬する				<u>設けない設計とする。</u> ⑩		
ための容器は、前項第三号				タンク水位,漏えい検知		
に準じて流体状の放射性廃				等の警報については, 廃棄		
棄物の漏えいの拡大を防止				物処理系制御室又は中央制		
するように施設しなければ				御室に表示する設計とす		
ならない。ただし、管理区域				る。 ⑤		
内においてのみ使用される						
もの及び漏えいするおそれ						
がない構造のものは、この						
限りでない。 11						
【解釈】						
12 第3項における「漏						
えいの拡大を防止するよう						
に施設しなければならな						
い/とは、第2項第3号に準						

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
じて運搬容器の周辺に堰、						
受皿(トレイ)、吸収材を設						
置すること。「漏えいするお						
それのない構造」とは、胴の						
二重容器構造やフランジ部						
の二重のリング構造とする						
ことを含む。⑪						

【第39条 廃棄物処理設備等】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

第	39条(廃棄物処理設備等)						
1.	技術基準の条文,解釈への	D適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類		
1	周辺監視区域の濃度限 度,線量目標値に係る放 射性廃棄物の処理能力	技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。	1 —	_	f		
2	放射性廃棄物以外の廃棄 物処理設備との区別	同 上	1 =	1 2	_		
3	漏えい又は散逸し難い構 造及び腐食防止	同 上	1 三	3	f		
4	排気筒からの排出	同 上	1 四	_	_		
5	運搬容器の強度	同 上	1 五	4~6	_		
6	運搬容器の遮へい	同 上	1 六	_	_		
7	放射性液体廃棄物処理施 設の漏えいし難い構造	同上	2 —	7 8	_		
8	放射性液体廃棄物処理施 設の漏えい拡大防止	同 上	2 =	9	_		
9	放射性廃棄物処理施設外 への漏えい防止	同 上	2 三	10	_		
10	施設外に排水を排出する 排水路	同 上	2 四	11	_		
11)	運搬容器からの液体の漏 えい拡大防止	流体状の放射性廃棄物を運搬する 容器は設置しない旨を記載してい る。	3	12	_		
2.	設置許可本文のうち、基本	は設計方針に記載しないことの考えた	î				
No.	項目	考え方			添付書類		
1	設備の補足的な記載	設備の補足的な記載であり記載しな	い。		_		
2	主要設備及び仕様	要目表に記載しているため記載しな	い。		a		
3	放射性廃棄物の処理	「1. No.①」にて同趣旨の内容を包括し載しない。	して記載す	けるため記	_		
4	放射性廃棄物の貯蔵	第40条に対する内容であり、本条文では記載しない。					
5	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。 -					
3.	設置許可添八のうち,基本	な計方針に記載しないことの考えた	ī				
No.	項目	考え方 添付書類					
<u> </u>	設備の補足的な記載	設備の補足的な記載であり記載しない。 -					
2>	固体廃棄物の種類	同 上 —					
3>	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。 -					
4>	漏えいの拡大防止対策	「1. No.®」にて同趣旨の内容を包括し載しない。	して記載す	けるため記	_		
\$	漏えいの検出・警報	第47条に対する内容であり、本条文	てでは記載	なしない。	_		
6	放射性廃棄物の貯蔵	第40条に対する内容であり、本条文	てでは記載	えしない。	_		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第39条 廃棄物処理設備等】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

♦	放射性廃棄物の処理 「1. No.①」にて同趣旨の内容を包括して記載するため記 載しない。
4.	詳細な検討が必要な事項
No.	書類名
а	要目表
b	排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書
С	放射性物質により汚染するおそれがある管理区域並びにその地下に施設する排水路並びに当該 排水路に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置の概要 を明示した図面
d	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
е	強度に関する説明書
f	放射性廃棄物の廃棄施設に係る機器(流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び自動警報 装置並びに排気筒を除く。)の配置を明示した図面及び系統図
g	構造図
h	排気筒の設置場所を明示した図面
i	流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大防止能力及び施設外への漏えい防止能力についての計算 書
j	固体廃棄物処理設備における放射性物質の散逸防止に関する説明書
k	放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書
1	流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び自動警報装置の構成に関する説明書、検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
m	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
n	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書